

太陽光パネルの型式登録方法 (共通)

1. 申請者

様々な会社が申請を行うと、重複申請の可能性が増えるため

①モジュールメーカー

難しい場合は

②メーカーが認めた、申請を代表して行う代理店

(該当メーカーの申請を、代表窓口となって行うこと。

最終的にはメーカー判断となるが、1社が望ましい)

(①、②とも、該当が海外会社の場合は、日本語でやり取りできること)

からの申請をお願いします(個別の登録方法資料の4項を参照ください)。

②の場合は、メーカー発行の説明資料(様式は任意)の提出をお願いします。

2. 一度の申請機種数

一度の申請は40機種以下でお願いします。

3. 申請機種が未登録品であることの確認依頼

重複申請防止のため、申請前に既登録品でないことの確認をお願いします。

既登録品は、「再生可能エネルギー電子申請」のページ

<https://www.fit-portal.go.jp/>

の右横メニュー「太陽光パネル型式リスト」で確認できます。

4. 申請書の入力方法

申請書は、エクセルファイルの「記入上の注意」「記入例」シートを参照いただき、

入力をお願いします。

5. 銘板資料

銘板資料とは、出荷時にモジュール裏面に貼付けているラベルのことです。

通常は

・会社名(製造会社、販売会社)

・国名

・モジュールの型名

・モジュールの製造番号

・公称最大出力などの電気特性

などの情報が記載されています。

銘板資料は

①申請機種全て

または

②出力以外は同じ型名については、代表機種（代表機種は申請機種であること）でも可
の提出をお願いします。

なお、JET 認証品については、銘板への JET マークの記載が必須となっています。

6. A 申請と B 申請

B 申請は、10kW 以上での使用限定で、認証未取得品について登録を行うものです。

B 申請をご希望の場合は、申請案件が以下のどれ(a, b-ア, b-イ, c, d, e) に該当するか、
申請時のメールで連絡をお願いします。認証取得済み品（下記の a または b-アに該当）
については、A 申請をお願いします。

申請型式が

a. 性能認証(IEC61215 または 61646)、安全認証(IEC61730-1,2)を取得し、
火災試験も合格 →A 申請をお願いします。

b. 性能認証、安全認証を取得済みだが、火災試験（注）を未実施の場合

ア) 火災試験に近々合格予定 →合格後、A 申請をお願いします。

イ) 火災試験の実施予定無し →B 申請

（注）

火災試験合格の条件は、

①JET 認証（JIS 基準(火災試験合格が必須)で審査のため、火災試験合格している)

②IECEE 認証の場合：IEC61730-2 で火災試験（fire test）に合格していること

③UL 認証の場合：UL1703 または UL790 に合格していること

の、いずれかを満たすことです。

c. 認証（性能認証、安全性認証）、火災試験、未取得で、取得予定無し →B 申請

d. 火災試験合格だが、認証（性能認証、安全性認証）未取得で、取得予定無し

→B 申請

e. 10kW 以上に限定使用で、10kW 未満での使用予定無し →B 申請

（ただし、認証(火災試験含む) 取得済みの場合は、a 項になるため、A 申請と
してください)

以上